

司法書士法教育ネットワーク会報 第1号

あゆみ

「ゆるやかに、気長に、楽しく

そして着実に、歩を進めて行こう」

事務局

〒530-0041

大阪市北区天神橋二丁目北1番21号 八千代ビル東館2階

司法書士法教育ネットワーク

FAX送信先 075-241-1113 (植森宛)

☆ も く じ ☆

1. 全国の会員の活動紹介 P 1～

北の大地からこんにちは	札幌司法書士会	菊池啓介
秋田県における法教育活動の現状	秋田県司法書士会	齊藤 幹
未成年のための司法書士市民法律教室	長野県司法書士会	丸山孝一
茨城ってどこ？東北じゃないですよ、北関東ですよ。	茨城県司法書士会	安藤康子
高知県司法書士会法教育委員会の紹介	高知県司法書士会	吉本修治

2. 法教育への思い P 5～

法教育について	熊本県司法書士会	高木啓次
司法書士法教育ネットワーク入会の動機	富山県司法書士会	林 哲朗
子どもたちに伝えたいこと	広島県司法書士会	呂 民愛
～これから社会に旅立つ若者たちへ～社会保険労務士のひとりとしてできること	社会保険労務士	岡本早映子

3. イベントレポート P 8～

高生研（全国高校生活指導研究協議会）全国大会	東京司法書士会	森 香苗
親子法律教室「江戸しぐさって、なんね～？ 一遊んで学ぶ ルールづくり」	事務局員	川野 歩（京都司法書士会）
福岡県司法書士会 取材報告 ～原田大輔さんを訪ねて～	事務局員	田實美樹（大阪司法書士会）
「若者労働者の現実と“労働”の法教育」～第1回定時総会記念研究会の報告～	事務局員	小牧美江（大阪司法書士会）

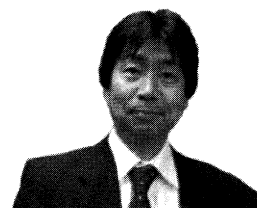
【訂正】

9ページの「第1回親子法律教室」の開催日付に誤りがあります。
冒頭「12月17日」とありますが、正しくは「12月5日」です。

会報発刊にあたって

司法書士法教育ネットワーク

会長 西脇正博



みなさん、こんにちは。2007年4月に全国の法教育活動に取り組む司法書士有志24名が呼びかけして当ネットワークが発足し、『ゆるやかに、気長に、そして楽しく』をモットーに、ネットワークも参加する自分たちもともに成長していけるような活動をみなさんとしてきたと思っています。教育関係者、他士業の方々にも参加していただき、また、各種団体の賛同もいただき今では116名（賛助会員、賛助団体会員含む）の会員の情報交換・意見交換の場となっています。

当初からインターネットを利用することで活動報告をしたり、ニュースを発信したり、全国に散らばる会員間の交流をしてきましたが、直接お会いする機会も大切であることから、総会の前に研究会、報告会を設け一緒に学び、交流を図ってきました。人と人の集まりですので、やはり生の声を聞くことや各自の活動に関する雑談一つでもネット交流では味わえない温かさや意気込みなどのインパクトを感じます。まだまだ数少ない機会しかありませんが、これからさらに輪を広げ、一つでも二つでも直接会員同士が集える場を増やしていこうと考えています。

今回発行します会報は、当初はこれまでのニュースや各種の報告をダイジェスト版にしてネット配信する予定でしたが、簡単になってもいいから、生の声が少しでも聞けたらと紙ベースで発行し、みなさんのところに送付することになりました。電子に慣れた方には無駄なものと思われるかもしれませんが、アナログの私に免じてお受け取りいただき、記念として置いていただければ幸いです。

今後の活動もみなさんの手でさらに発展していきますよう、よろしく申し上げます。

1. 会員の活動紹介

北は北海道から南は九州沖縄まで。ネットワークの会員は全国にいます。
みんなどんな活動しているのか、気になるっ!!

北の大地からこんにちは

札幌司法書士会 菊池 啓介

札幌司法書士会・法教育推進委員会委員長の菊池です。当委員会は、平成16年から独立した委員会として活動を開始し、現在は、高校、短大、専門学校を中心に授業を行っております。平成19年度が14校、平成20年度が16校で授業を実施し、今年度は19校での授業を予定しております。委員会は私を含め8名の委員で構成しております。

授業内容は、今年度は日本司法書士会連合会から配布いただきました教材を使用しております。平成20年度までの3年程は、契約を必須テーマとし、①不当請求・架空請求 ②悪質商法 ③クレジット・金利 ④労働トラブル から時間に合わせてテーマを選択いただいております。選択いただきましたテーマの傾向については、②悪質商法に人気集中しており、平成19年度には全体の50%を超えました。平成20年度は④労働トラブルに関する関心が高まり、13%を占めるようになり、このテーマの重要性を感じております。そこで今年度は、日司連の教材で触れられていない労働トラブルについて、労働教材作成ワーキン

グチームを結成し、旧教材の見直し、新教材の作成を行いました。

実際の授業は、体育館や講堂等で、パワーポイントを使用して行っております。授業の打ち合わせについては、本会の事務局で対応しております。

講師については、講師不足が長年の悩みでしたが、若手委員から若手会員への熱心な声かけが功を奏し、昨年度あたりから問題解消に向かっております。講師に対するケアとして、十分とは言えないかもしれませんが、事前の研修会、事後の意見交換会、学校からのアンケート等行っております。また、授業が11月から1月に集中するため、雪での遅刻を考慮し、講師は2名体制で行っております。

今後の取り組みとして、消費者教育型授業（表現が適切ではないかもしれませんが…）の新たなテーマの検討、法教育型授業の検討等を考えております。その上で、全国の皆様との情報交換が欠かせませんので、皆様、北の大地のメンバーをどうぞよろしくお願いいたします。

☆ 【編集コメント】 ネットワークの総会や研究会に、必ず誰か1人は出席して下さる札幌会さん。い ☆
☆ つも遠方からありがとうございます。今後は、ネットワークで教材お披露目もぜひお願いします! ☆
☆ ☆

秋田県における法教育活動の現状

秋田県司法書士会 齊藤 幹

1. 活動開始 私は平成19年2月に、愛知県司法書士会から秋田県司法書士会へ移転した。当

時、愛知県司法書士会では法教育委員会が立ち上がり活動をはじめた時期であるのに対し、秋田県司法書士会では慢性的な人員不足もあり、平成17年度以降は法教育活動をほとんど行っていなかった。

しかし最近、県外から若手司法書士が移転し、さらに若手合格者が出たこともあって、ようやく平成20年度から活動を再開した。そして、何とか秋田市内の高校の関係者に出会い、ようやく、秋田市内の私立高校1校で法教育を実施することができた。その結果、かなり評判も良く本年度も依頼があり、平成21年11月5日に同じ高校で法教育の授業を行った。本稿を執筆しているのはその直後の時期である。

平成20年度、平成21年度に実践した内容は、これから社会人になる高校生に対して、クレジットカードの知識やキャッシングの知識を教えるものであった。限られた人員で何度も集まり教材を作成し、時には寸劇を交え、高校の先生方にも役を演じて頂いたせいか、生徒の評判も上々であった。なお、この件については広島県会様が以前法教育ネットワークに挙げていた教材を参考にさせ

て頂いたため、この場で御礼を申し上げたい。

2. 秋田県会の現状と今後の課題

秋田県司法書士会は、平成21年11月9日現在、20代司法書士が1名、30代司法書士が11名とかなり若手が少ない会である。また、県の面積は千葉県、神奈川県、東京都の合計面積よりも少し広い。そのため、いざ実施が決まったとしても会議を開くために会員にかなりの移動を強いることになる。ちなみに当職の事務所も司法書士会館から50キロほど離れたところにある。また、過去に法教育を実施した経験がほとんどないため教材等の素材がない。以上のことから他会員へ協力依頼が難しい。

平成21年度は、冬にもう1校、法教育を実施する予定である。しかし前述のとおり人員も限られているためスタッフも皆、前回と同じである。この活動を継続、拡大するには、県内の各会員の理解がとても重要であるが、それもなかなか上手くいかない。地元の学校で依頼があった際には地元の先生が外向くようになるのは、まだまだ先のことのようにあり、若干頭の痛いところである。

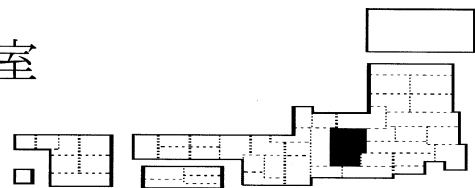
☆ ネットワークを通じて教材が広島から秋田へ。これこそつながることの最大のメリット ☆
☆ ト！また、会内広報はどこの会でも苦勞されているのではないのでしょうか。その辺り ☆
☆ についても、皆でアイディアを出し合って取り組んでいきたいですね。 ☆

未成年のための司法書士市民法律教室

長野県司法書士会 丸山孝一

司法書士法教育ネットワーク皆さん、はじめまして。今回は長野県の消費者教育の取り組みについてお伝えしたいと思います。

長野県は全国で4番目に大きな県です。しかし、木曾山脈、飛騨山脈、赤石山脈など、日本アルプスと呼ばれる山々に囲まれているのはご存知のとおり。私の住んでいる長野市内からは直接アルプスを見ることはできませんが、志賀高原や戸隠連山や飯縄山など360度山また山という風景が広がっています。



さて、長野県の人口は216万。その中で高校生の数は6万1千人います。ちなみに高校の数は定時制を含め、公立校69校、私立校は16校あります。長野県司法書士会では、このすべての高校に毎年6月と10月の2回、学校長、家庭科、社会科、生活指導、就職指導等の担当教師宛に「未成年のための司法書士市民法律教室」の案内を送っています。今年度の申込状況は既に実施した学校を含め、22校。85校中22校だから約25%の学校へ出向いていることになるのかな。平成

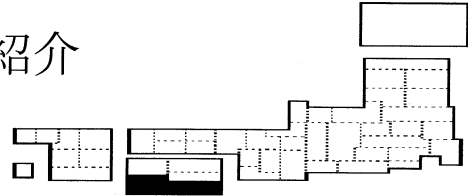
いますが、私たちの考える司法書士の法教育とはかなり違いますね。ただ、法教育を積極的に進めようという弁護士が楽しんでされているところが

羨ましいところであり、茨城司法書士会もそうやっていけばいいなと感じています。これからも、よろしくお願いします。

☆ 内容が異なるとはいえ、楽しそうなのは確かにうらやましいことです。ゆるやかに、
☆ 気長にそしてやっぱり、楽しみながら取り組んで生きたいですね。つながることで、
☆ しんどいときでも楽しい気持ちを分け合えたらなあなんて、思ったりもします。
☆

高知県司法書士会 法教育委員会の紹介

高知県司法書士会 吉本 修治



皆さん、こんにちは、はじめまして、高知県司法書士会法教育委員会委員長の吉本修治と申します。

学校での法教育では幾分遅れを取っていた高知県会ですが、この度、法教育を充実させるために平成21年度より当委員会を新設し、活動をスタートさせました。

その法教育委員会の最初の大きな仕事がこの11月の専門学校への講師派遣でした。数年前から会員個人単位での学校への出前講師派遣は行っていたのですが、本会を挙げての活動は初めて。みんな、慣れないことだらけで準備も四苦八苦でした。「学校へ行こう」を題材に、担当分けを明確に行い、各委員の負担を軽減し、また事前に念密なりハーサルを重ね、緊張しながらも十分に準備をして本番に臨むことができました。

結果としては概ね良好。生徒の皆さんが本当にじっくりと話を聞いてくれ、またアンケートにも丁寧に答えてくれました。自画自賛になりますが、初めての法教育委員会実践活動は大成功を収めることができました。委員一人一人の真剣な姿勢がこの結果につながったのです。本当に喜ばしいことでした。これを機にいろいろな学校に出向き、更に各委員の資質向上に邁進したい所存です。

しかし、全国における法教育機関としてはわが委員会はまだまだ未熟な点多々あるかと存じます。全国の優秀な先輩方の実践活動を知る場としてこの司法書士法教育ネットワークを利用できればと考えています。生後間もないわが委員会ですが、これからも一生懸命頑張りますので今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

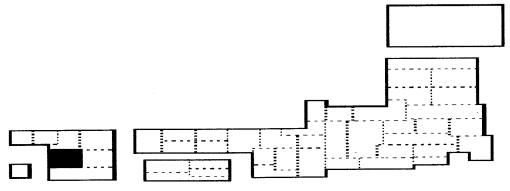
☆ 第1弾、大成功おめでとうございます！授業内容やアンケート結果もぜひ拝見したい
☆ のですが、個人的には“各委員の負担を軽減する明確な担当分け”が気になります。
☆ 負担が大きくなりすぎると、長く続けるのが難しくなってしまうですね。ゆるやかに、
☆ 気長に、そして楽しく、ですね。
☆

2. 法教育への思い

どうして法教育に興味を持ったのか、きっかけは人それぞれ。
なぜ法教育なのか、法教育を通じて何を伝えたいのか。皆さんの思いを語っていただきました。

法教育について

熊本県司法書士会 高木 啓 次



会員の皆様、はじめまして。熊本の高木啓次と申します。この法教育ネットワークは発起人のお一人、内藤先生のブログで知り、入会させていただきました。原稿を執筆依頼されたものの何を書いているかわからないので、私の法教育についての考えや取り組みについて少し書かせて頂きたいと思います。

もともと法教育には以前から興味はあったのですが、司法書士になってより法教育の必要性をより感じるようになりました。現在、町の社会福祉協議会主催の「心配ごと相談」を民生委員の方々と一緒に手伝っていますが、近隣紛争、多重債務や高齢者をめぐる悪質商法などの問題、夫婦関係の問題など、さまざまな問題が持ち込まれます。相談を受けるたびに、何でもっと早く専門家に相談しなかったのだろう…と思ったことが幾度となくあったからかもしれません。確かに、専門家が介入してその場では「解決」することもあるかもしれませんが、はたして本当の意味で「解決」をしているのだろうか、「解決」したと思っているのは、

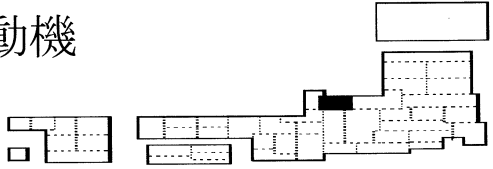
私だけではないのだろうか、と考えるようになりました。本当の意味での解決とは、事前予防、再発予防、将来の紛争を予防する「予防司法」が必要で、そのためには市民が法を理解する市民のための「法教育」が必要ではないのかと思うようになりました。

私は「心配ごと相談」を手伝う民生委員の方々を対象とした、一般的な法律についての簡単な講義などや、高齢者のための成年後見制度のことなどについての講義を年数回行っています。私のように一般の人や高齢者などを対象とした法律の話は法教育と言わないのかもしれませんが、一般の市民に法律をよりわかりやすく教え、少しでも将来の紛争を予防することに寄与することこそ、司法書士の役割ではないか、そしてこのような考えのもとで、少しでもみんなの「心配ごと」がなくなればいいな…と思って地道に熊本の田舎で活動しています。こんな私ですが、皆様今後ともよろしく願いいたします。

- ☆ 「教育」と聞くとまず学校に目が行きますが、既に社会に出て、より法に近いところにいる一般
- ☆ の市民の方にも、法教育はとても大切なことだと思います。ですが一般市民を集める機会を設け
- ☆ るのもなかなか難しく・・・地元社協や民生委員の方との取り組み、参考になります。
- ☆

司法書士法教育ネットワーク入会の動機

富山県司法書士会 林 哲 郎



私が、法教育に関心を持つようになった背景について語りたいと思います。以前、営業手段を電話セールスとしている会社に勤務している人の話を聞きました。その人が言うには、「社会人経験の少ない若い人こそ話を聞いてくれるので、契約しやすい」、「一度面

談まで漕ぎ着けたら、その場で契約しないといけない。相手に、誰かに相談させてはいけない」等と言っていました。それを聞いた私は、「無知イコール弱者」だと感じました。それを防ぐには、中学生、高校生のうちに消費者教育をすることが有効だと考えました。

私は、司法書士になる前は、塾の講師（中学社会担当）として生計を立てていました。公民分野では「クーリングオフ」と言う単語が出てきてした。私は、消費者教育の重要性を認識していたので、色々な悪徳商法の手口、対処法を紹介しましたが、まるで人ごとのようでした。確かに、彼等が成人するのには後5年かかり、まだまだピンと来ないのでしょうか。しかし、それでは、彼等は悪徳業者の思う壺です。そうならないためにも、高等学校、専修学校、大学に於いても継続

的に消費者教育をしていくべきだと私は思いました。

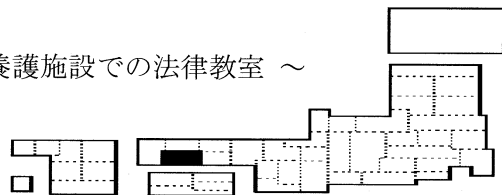
富山県で司法書士の登録をして、富山県司法書士会の消費者教育を含む法教育についての取り組みがどの程度のものか聞き込みを行ったところ、殆どしていないに等しいようでした。そこで、司法書士法教育ネットワークへ入会し、今日に至ることとなりました。

関西での会合には、なかなか参加することができず、何をすべきかも分からない状態ですが、今後とも宜しくお願い致します。

☆ 「無知=弱者」といのは、日々の業務でよく感じます。なんとかしないといけない、という気持ちも、 ☆
☆ きっと皆さん持っておられると思います。今後は、関西以外の地で交流企画を開催する予定ですので、 ☆
☆ 今までなかなか参加できなかったという皆様、ぜひ！まずは3月14日（日）愛知にて！ ☆

子どもたちに伝えたいこと ～ 児童養護施設での法律教室 ～

広島県司法書士会 呂 民 愛



私は大学時代に教師を目指していたこともあり、個人的に法教育に関心を持っていました。私が所属している広島司法書士会は、高校への法律教室を長年続けています。私も昨年より講師としてこの事業に参加しています。

高校生たちは法律と聞くと初めはピンとこない様子でしたが、法律が自分たちの生活と密接に関わっていて、法律の中で生活していることを事例を挙げて伝えると、みるみる目つきが真剣になり、食い入るように私の話を聞いていました。

トラブルに巻き込まれたときに法的に救済される方法があること、そして法律は時代とともに変化し、国民の手で変えていくことができるということが子どもたちに伝わったと思います。

また、昨年は広島県内の児童養護施設で行われた法律教室に、講師として参加させて頂きました。現在、広島県内の児童養護施設で暮らす子どもたちの8～9割が、児童虐待により保護された子どもたちだそうです。私はそういった子どもたちに法律教室を通して、「あなたたちを社会の中で支援している人たちがい

る。そして、一人一人はかけがえのない存在であり、誰からも侵されることのない人権の主体である」ということを伝えたいと思っています。

私は、児童虐待の原因の一つに、親世代の人権教育＝法教育の欠如があるのではないかと考えています。子どもや自分自身を含め、人は個人として尊重される存在であるという人権意識が圧倒的に不足しているからではないかと考えています。

それは、児童虐待問題だけではなく、今の日本で問題となっている生活保護の申請拒否の問題や派遣切り、外国人労働者の問題等にも共通して言えることではないでしょうか。

人権意識は幼いころからの法教育によって形成されると思います。そのために法律家として何ができるのか、これからも自問自答していきたいと思っています。

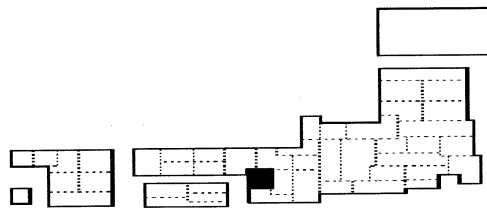
私は現在、広島司法書士会青年の会の児童養護施設等における法律教室担当役員として活動しています。当ネットワークでの研究成果をこれからの活動に活かすとともに、明日の法教育のために何かお役に立ちたいと思っていますので、宜しくお願いします！！

☆ 今回9ページで報告している広島県会さん主催の「親子法律教室」は、子どもへの法教育であると ☆
☆ 同時に、その成果の親へのフィードバックも目的としていたと聞きました。子どもと共に、親にも ☆
☆ 法意識、人権意識を持ってもらえたら…言うは易し。日々自問自答。頑張ってください！ ☆

これから社会に旅立つ若者たちへ

～社会保険労務士のひとりとしてできること～

大阪府社会保険労務士会 岡本早映子



「ことしもあつという間に過ぎていった1年でした。」年末になるとよく聞かれる言葉を、ことしはどんな思いでみなさんは口にしているのでしょうか（編集注：執筆時は2009年末）。昨年秋以来、社会の様相はこれまでとずいぶんと変わってきたような気がします。

事業所さんを訪れても、景気のいい話を伺える分量が減り、いつまでこの状態が続くのだろうか、このままでは会社はもたなくなる。。社員の生活をどうしてやったらいいのだろう。。資金繰り等に奔走し、先の見えない社会に、心身ともに疲れている中小企業の社長や社員を目の当たりにして「いったいどうしてこうなってしまったのだろうか」と考えさせられることが多かったように思います。

わたしは現在、大阪府社会保険労務士会の学校教育特別部会というところに所属して、府下の高校を中心に授業を行う機会がありますが、子どもたちをみていると、わたしたちの世代とはずいぶんと違ってきているなあと感じる場合があります。

現在高校生である子どもたちは正真正銘の「平成生まれの平成育ち」です。生まれてからいままでの社会の流れと照らし合わせてみると、彼らは「激動」の時代を生きているのではないかと思われるくらいです。

平成高校生の親たちは、アラフォー世代のバブル期を知っている人たちが大半です。「モノ」はたしかにあふれるほど多くなり、それぞれ個性にあったおしゃれをし、携帯電話やメールでの情報交換やコミュニケーションに余念がない姿をみると、平成育ちの子供たちを「随分とかわった＝進化したものだなあ」と思う反面、なにやら少しもの寂しげな気持ちになるときもあります。

親たち世代は、華やかだった若かりし頃を経て、時代の荒波か、成果主義の産物か、いつの間にか格差が大きく生じるようになり、古きよき時代の日本人の心のなかに流れていた「あたたかい」潮流がいつしかくずれ、その姿を徐々に失ってきているような気さえします。

青少年を中心にカウンセリングを行っている方のお話を伺うと、悩んでやってくる子どもたちに「いまの気持ち」や「どう感じているか」など聞いてみても、あまり自分の感情や感動を「感じる」ことができないことが多く、表現できない子どもたちが多いようです。また、子どものことで悩んでいる親たちの話を聞いても、子どもたちの気持ち等に「気づかない」でいることが多く、子どもたちの「悩み」に触れることができない人たちも増えてきているといます。

そんな子どもたちを見ていると、少しでもいいから、自分で感じ、考え、夢を描き、希望をもっておおらかに、朗らかに生きてほしいと願わずにはいられません。

わたしが教壇に立って、子どもたちと接することができる時間はとても限られています。身近な存在として認識してもらうにはあまりにも機会や頻度が限られています。限られた時間と空間の中で、少しでも彼らの空気やにおいを感じ、彼らの生きるこれからの姿を応援していける一存在になれたらなあと思います。

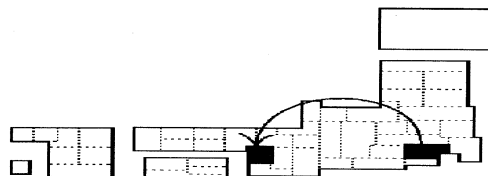
いまは大人も子どもみんなが大変な時期ですが、根底に流れているものはきっと同じだと信じて、子どもたちのいまを見守りながら、今後も活動を続けていきたいと思っています。

3. イベント参加レポート 等々

各地で開催された法教育に関する企画と、今回は賛助団体会員である福岡県司法書士会さんへの取材も行いました。やっぱり直接行って、生の声を聞くのは楽しい！

大阪高生研全国大会 2009

東京司法書士会 森 香 苗



7月31日。東京・羽田から大阪・伊丹まで飛行機で約1時間。初めて訪れた大阪は、この往復の日帰りでした。大阪というと、エネルギーの中心はミナミアリアとTVでよくお見受けしますが、この日の目的地は負けないエネルギーに満ちておりました。

現場の教師の方々の空気を感じ、学校で司法書士がする法教育の在り方や可能性を考える・・・これが、この日の最大の参加理由。おまけに高校生になって(なりきって)コラボ授業を受けられるなんて、こんなチャンスは滅多にないと楽しみにしておりました。

さて当日、私のうけた授業は次の2つ。ここではこの2つの授業の感想を中心に記します。

第1限 WE ARE シンセキ！レモンさんの、みんなどこかでつながってるぞ

第2限 教師・ゲスト(司法書士)、フィフティフィフティの消費者教育

まず1限目。レモンさんことDJ山本シュウさん。レモンさん独自の世の中今昔分析・問題把握と解決へのアプローチ。こんなことを考えて、そして何より実践して、ガンガンしゃべって伝えている人がいるということ自体、私はまったく存じ上げませんでした。東京に帰ってから、さっそくレモンさんの話しで司法書士友達と盛り上がり、大筋共感、少々疑問質問。こうやって信念と熱いハートを持つレモンさんの話を通じ、自分たちのことや家族や世の中のことを考える・・・輪の広がるパワーのある話(プラス音楽)を体感でき、こういう伝え方もあるということを知ることができ満足でした。

2限目は教師と司法書士のコラボ消費者教育授業。お楽しみの生徒となりました。いつもは相談を受け

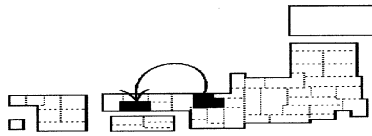
たり教えたりする立場ですので、生徒の立場からはどうのように感じるか、とても参考になりました。例えば何が参考になったか？“申込みと承諾で契約は成立”ということをお店に教えて後、実際にお店で液晶テレビを買う場面を挙げ、契約が成立するのはどの段階か？と問うクイズの時でした。『店員に「この液晶テレビを買います」と言った』段階か、『店員が「ありがとうございます」と言った』段階か、等々四択で答えさせる問題があり、大半は『店員が「ありがとうございます」と言った』段階という答え(これが正解肢)でした。がしかし、私の隣席の方は、『店員に「この液晶テレビを買います」と言った』段階だと考えたようでした。その理由は、お店なのだから当然売るつもりで、お客が買いますと言ったら、申し込みと承諾があったということで契約成立なのではないか、というもの。なるほど～。

今回の授業時間は、本来想定している時間の半分程度しかなく、駆け足で行わざるを得なかったという制約が影響したのだと思いますが、隣席の方の少数意見を吸い上げることはできませんでした。でも実は、この少数意見こそが分かりづらい法律問題の落とし穴であり、またこの意見を検討することでより理解を深めることができるのではないかと思います。こういった点にも十分配慮して法律講座をしなければということ、改めて感じ参考になりました。

これから司法書士が、法教育をもっともっと盛んに行っていくための様々なヒントや課題を、たくさんいただくことができた今回の高生研。ありがとうございました。

この日は盛りだくさんの高生研でお腹をいっぱいにして家路につきましたが、次回大阪に来るときは、ぜひミナミでお腹いっぱいになりたいと思います。

親子法律教室



江戸しぐさってなんね～？遊んで学ぶルールづくり
事務局員 川野 歩 (京都司法書士会)

12月17日、広島県司法書士会主催の親子法律教室の取材に行ってきました。「江戸しぐさ」を通じて法律・ルールについて学んでもらう企画で、対象はなんと小学生です。法教育というと高校生・大学生を対象とするものが多い中、中学生をとばして小学生！これはぜひ見に行かねば！ということで、ほとんど勢いだけで広島へ。

14時から16時まで。第1部が40分、10分の休憩をはさんで第2部が55分という構成です。

- 第1部 「江戸しぐさ」についての講義・実演
講師 池本よ志子さん
- 第2部 「現代しぐさから
身の回りのルールについて考える」
講師 広島県司法書士会 河原美奈さん

約2時間、子どもが退屈せずにいられるのか？そもそも法律の話小学生にどう伝えるのか、どうやって理解してもらうのか？以下、小学生に法の話をするために、ちりばめられた工夫を紹介していきます。

(1) 親子離れてグループワーク

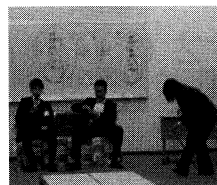
第1部の講師の池本さんが最初に指示したことは、子どもは向かって左側、親は右側のテーブルに、親子離れて着席することでした。初対面の子ばかりの状況で親から離すということに驚きましたが、これには大きな意味がありました。それは、子どもを独立した1人として扱うこと。

終了後に池本さんから伺ったところによると、「子どもを子どもにするのは親である」とのこと。親が傍にいと、子どもの意見や考えを否定したり修正したりしてしまっていて、子どもが自分で考え行動することができにくくなってしまっているそうです。普段無意識的にしていることなのですが、少し離れたところから、子どもが自分で考え行動（ここでは発表）している様子を見ることで、子どもも独立したひとつの人格であるということを親にまず気付いてもらうために、あえて最初に席をわけたそうです。

(2) 参加型の寸劇

自己紹介等々のグループワークで場が和んだところで、具体的な江戸しぐさの実演に入っていきます。傘かしげ、拳浮かし等々を司法書士が中央のステー

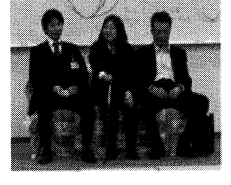
ジと前の壇上で熱演。江戸しぐさなしの状態が生じる不都合をどうしたらよいか会場に問い、各自が発表した意見をステージでそのまま実演していきます。自分の意見によって問題が解決していくプロセスを直接に感じてもらったのではないのでしょうか。



足を開いている人のせいで、おばあさんが座れません。



「足を閉じるべき」という子どもの意見に従い・・・

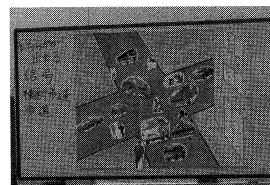


おばあさんも無事座ることができました。

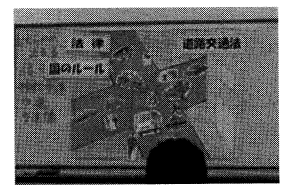
(3) 一番身近な法律！ 一道路交通法一

第2部では、江戸しぐさで学んだ問題の解決方法を基礎として、これを現代、そして未来に当てはめて考えます。ここで取り上げたのは道路交通法！小学生に契約の話は難しいだろうし、どうするのだろうと疑問に思っていました。ここで道路交通法が来るとは！ちょっと衝撃を受けました。その手があったか！

信号もなにもない交差点。このままでは不都合がある、問題がある。だからルールが必要になる。そのルールって、実は信号だったり、横断歩道だったり、歩道橋だったり、身近にたくさんあるのだよ。法律って聞くと、すごく難しい、縁遠いものだと感じてしまいがちだけど、実はとても身近なところにあるのだよ、私たちの生活を快適にするのにとっても役立っているのだよ、という伝え方をされていました。



大混乱の交差点。
何がればいい？



信号・横断歩道 etc...
全部「法律」！！

これがぼっちり伝わったみたいで、終了後の感想では「法律は人を罰するものというイメージだったけれど、生活の中にあるものと知って驚いた」という声。親からも、子どもたちからも多く聞かれました。

このほかにも、なるほど！と思う工夫がいろいろあって、あっという間の2時間でした。小学生でも法律のことを理解する力は十分に持っている、あとは講師側のやり方次第なのだということ。今回の取材で感じる事ができました。広島会の皆さん、本当にお疲れ様でした。第2回、第3回も楽しみにしています！！

福岡県司法書士会 取材報告

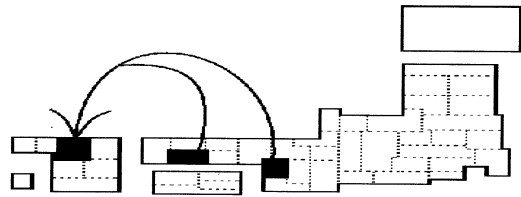
～原田大輔さんを訪ねて～

事務局員 田 實 美 樹 (大阪司法書士会)

2009年10月31日、広島の新本真由美さんとともに、福岡県司法書士会の原田大輔さんにお話を伺いに行ってきました。福岡県会といえど何といたってもあの、日司連パワーポイント教材『青少年のための法律講座』の生みの親として有名です。制作のための委員会会議には、趣旨を理解し基礎知識を持ってもらうため、初期の段階から毎回イラストレーターに同席してもらったそうです。そうすることでイラストイメージの交換をしながら進めることが出来、時間の短縮にも役立ったとのことでした。あのイラストのイキイキとした動き、キャラクターの表情にはこうした背景があったからこそなんだ…と実感しました。

現在は、新たに紙芝居風の教材を考案し、実践段階に入っているそうです。キーワードは『そうぞう(=創造、想像)力』。

「昔の子どもたちは、今あるものを使って工夫をして自分たちでルールを作って遊んでいたが、今の子どもは与えられたソフトを使って遊ぶことが多い。だからこそ今、紙芝居を使うことで紙と紙の間に想像力を働かせ、その中の世界にあるルールの背景や趣旨を自ら考え、判断して



進んでいく力をつけて欲しい。」と語る原田さんは、新しい学習指導要領の中に加味された法教育について、司法書士ならではの関わり方、またその先をすでに見据えているという印象を受けました。ちなみに、この紙芝居、関西圏で実践授業を行う企画が出来るかもしれないとのことでしたので、皆さんお楽しみに♪

話は尽きず、気づけば法教育について3時間以上も3人で(もちろんメインは原田さんです!)語り続けていました(笑)。自分自身の法教育との関わり方について考える機会にもなり、とてもいろいろな刺激を受けました。開放的で自由闊達・進取の精神に富むというイメージが強い福岡県会。これからもその動きから目が離せません!

最後になりましたが、取材に協力してくださった原田さん、本当にありがとうございました。



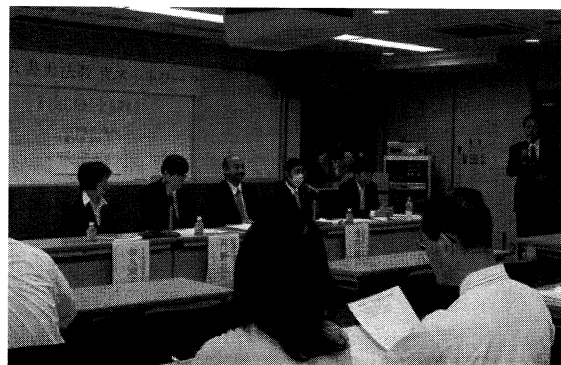
若者労働者の現実と“労働”の法教育

～第1回定時総会記念研究会の報告～

事務局長 小 牧 美 江 (大阪司法書士会)

2009年5月17日、京都司法書士会会館にて開催した司法書士法教育ネットワーク第1回定時総会に併せて、定時総会記念研究会を開催しました。研究会のテーマは「若者労働者の現実と“労働”の法教育～教育現場と労働相談の現場をつなぐもの～」です。

登壇者の丹野弘さん(全労働省労働組合大阪基準支部副執行委員長、労働基準監督官)からは、学校教育の中で労働情報の提供機会が極めて少ないために、労働者も使用者も、労働契約のルールや労働基準法等の情報を知らず労働トラブルが起こっているとの指摘がありました。



そのうえで、一部の教員や法律専門家の努力や工夫だけにまかせた労働者教育の実践にとどめているのではなく、労働の法教育を全ての学校で取り組めるように、中央行政機関に対して政策要求を出していくことも、このネットワークの今後の活動の課題ではないかとの問題提起をいただきました。

会員からの報告では、松崎康裕さん（賛助個人会員・高等学校社会科教諭）から、アルバイト調査をもとにした授業等、ご自身の労働法教育の実践報告をいただきました。何か問題が起こったとき（起こる前）にどうしたらいいかを考えるヒント、擬似体験する趣旨で生徒に取り組みせる「アクションレポート」の取り組みも含めて、実際の授業の配付物なども資料提供していただきました。

金丸京子さん（賛助個人会員・社会保険労務士）からは、事業主にとっても労働法・社会保険制度の理解が不可欠であるにもかかわらずその情報から遠ざけられていること、そこで制度趣旨を伝え、労使間紛争に発展させない労働環

境づくりをする社会保険労務士の役割を、例をあげて報告していただきました。また、様々な法律実務家が連携して、法に関する総合的な教材開発ができないだろうかとのご提案もいただきました。

事務局の浅井健さんからは、生活保護、最低賃金、賃金格差、労働時間の問題を考えさせた新しい法教育実践の報告がありました。

「労働」をめぐる様々な社会情勢の中、労働相談の最前線にいる専門家と教師の取り組みをつないで考えた「労働の法教育」。参加者のみなさんには、今後の授業や法律講座の参考となる様々なヒントを持ち帰っていただけたのではないかと思います。

報告集掲載HPのご案内 http://laweducation.sakura.ne.jp/anniversary_event_2009.html

- 第2回定時総会記念研究会は、2010年5月23日(日)13:30~17:30 京都にて「法教育の教材開発研究発表会(仮テーマ)」として企画を進めています。ぜひご参加ください。

【ひとくちコラム】 小・中・高等学校の学習指導要領が変わります!

学習指導要領とは、文部科学省が告示する教育課程（教科・科目、教科外活動の目標や内容を総合したもの）の基準です。小学校・中学校は20年3月に、高等学校は21年3月に、それぞれ新学習指導要領が告示され、小学校は23年度から、中学校は24年度から、高等学校は25年度から順次実施される予定となっています。

新学習指導要領では、主として社会科（小学校3年生及び4年生、6年生、中学校公民的分野、高等学校公民科）、家庭科（小学校5年生及び6年生、中学校技術家庭科家庭分野、高等学校家庭科）の内容として、法に関連する教育、私法の原則も踏まえた消費者教育等というかたちで、法教育に関する内容が盛り込まれることになりました。また、全教科を通じて、思考力・判断力・表現力を育成する教育も重視されることとなりましたので、法の原則から考える、法律に基づいて判断する、法律をつくったり変えたりするために問題点を分析して説明するといった方法を取り入れた法教育の授業の工夫も必要となってきました。

今後、新しい教科書も執筆されていきますが、法教育の授業をどのようにすすめていくのが良いのか、どのような事例・教材例があるのかといった情報を、法律実務家から教育現場にお伝えしていくことが、ますます重要になってくると思われます。

参考：文科省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

編集後記

形に残るものがほしい。MLで発言することでもないか、と流れていってしまう思いを、何とかつなぎとめたい。「じゃあ会報作ろう！」なんて、完全思いつきで始まった今回の企画。気づけば編集責任者になり、あれよあれよという間に自分の名前がタイトルにまでなっていました。企画・制作を担当するまでは覚悟していましたが、会報の名称まで提供することになるうとは・・・。

こんなほとんど勢いだけの企画に、年末のお忙しい時期に原稿を提供くださった皆様、心より御礼申し上げます。思いのこもった記事をありがとうございました。なかなか全員が一堂に会する機会はありませんが、それでも全国に仲間がいて、みんながつながっているのだということを実感できるものが作りたいと考えていました。この会報で、少しでも皆さんの距離を縮めることができれば幸いです。

司法書士法教育ネットワーク 会報担当事務局スタッフA

司法書士法教育ネットワーク

<http://laweducation.sakura.ne.jp/>